

落札者決定基準 (令和 8 年度路面下空洞調査業務委託)

1. 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、大東市(以下「本市」という。)にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する令和8年度路面下空洞調査業務委託総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて審査を行う。

2. 落札者決定の手順

(1) 参加資格審査

本市は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、実施要領に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加者としての資格がないものとして失格とする。

なお、入札参加者が1者であった場合も、この落札者決定基準に基づき審査を行う。

(2) 技術提案審査

本市は、入札参加者から提出された技術提案書について、採否に関する審査を行う。技術提案及び採否の審査に関する詳細は本事業にかかる「令和8年度路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式実施要領」の「技術提案書等作成要領」による。

(3) 入札書類審査

① 提出書類審査

ア 入札参加資格確認の審査

本市は、【様式1】入札参加資格確認申請書に記載された内容が、「総合評価落札方式実施要領」の9.(1)提出書類の留意事項に示す項目を満たしていることを確認する。

イ 価格評価点の審査

入札価格について、下記3.(1)に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

ウ 技術評価点の審査

【別添】提案評価表に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

② 開札

本市は、入札書に記載された入札価格が、失格基準価格と予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を審査委員会に報告する。なお、「総合評価落札方式実施要領」2.(6)の入札価格が予定価格を超えている入札は失格とする。

③ 落札者の選定

審査委員会は、入札価格と提案内容の加点審査の合計である総合評価値が最も高い者を落札者として選定する。また、入札参加者が1者であった場合も、失格要件に該当しない限り、審査委員会での協議を経て落札者として選定する。

④ 総合評価点数が最も高い者が複数ある場合の対応

- ア 総合評価点が最も高い者(同点)でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合、技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者(同点)でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合「特定テーマ 1 空洞発見率の実績」の評価得点が高い者を落札者とする。
- ウ 総合評価点が最も高い者(同点)でそれぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じかつ、「特定テーマ 1 空洞発見率の実績」の評価得点と同じ場合、「特定テーマ 1 空洞的中率の実績」の評価得点の高い者を落札者とする。
- エ 以上からアからウで落札者を決定できない場合
当該入札参加者立会のもと、くじ引きを行い、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

⑤ 落札者の決定

本市は、審査委員会における落札者の選定結果をもとに落札者を決定する。

3. 評価点の考え方

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点(＝総合評価点)が最も高い者を落札者とする。

総合評価点 (200 点満点)	＝	価格評価点 (60 点満点)	＋	技術評価点 (140 点満点)
--------------------	---	-------------------	---	--------------------

(2) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出にあたっては、小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入する。

4. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

価格評価点 = 60 点 × (最低入札価格 ÷ 入札価格)

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者とししない(技術提案書等の審査は行わ

ない)ものとする。

また、下記 6.の事項に該当する者は、価格評価点の審査を行わないものとする。

5. 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、【別添】提案評価表により算出する。

(1)技術評価点に係る得点

技術評価点に係る得点については、委員会の各委員の評価点をもとに、評価項目ごとに平均値を算出(小数点以下 2 桁までを有効とし、小数点以下 3 桁目で四捨五入する)し、それらを合計したものとする。

(2)技術評価点における最低点

(1)の技術評価点が 70 点未満の場合は、失格とする。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提出書類に不足又は不備がある場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (4)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5)技術評価点が、前記 5.(2)における基準点を満たさない場合
- (6)上記以外に、契約約款に違反した場合